

―― 次年度から実施する改善内容 ――

1. 本会議に関する事項

項目	現行	改革・改善の内容	左記の事項に関連する今後の対応等	条例改正等
会期	年4回（定例会）	<p>5月開会、3月閉会の「通年議会」とする。 ただし、3箇月程度の議事日程概要を事前に策定する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分の原則廃止 ・本会議審議・委員会審査の充実 ・決特審査の基本的な見直し ・議長（議員）の議会運営の裁量増 	議会活動の拡充及び活性化を行うが、議会関係諸費の増額を防ぐため、今年度当初予算を上限として、費用弁償（宿泊費を含む）、議員宿舎等の在り方を今後本委員会において整理する。	定例会条例及び 会議規則第6条 を改正する。
一般質問				
(1) 質問者の割当等	<p>①会期毎的一般質問の日数は3日間を基本。</p> <p>②1日4人を基本とし、総数は議員定数の46人。</p> <p>③6月定例会前の議運にて年間の質問者の会派割当を行う。</p> <p>④質問順位は、開会前議運にて、委員長提案に基づき審議・決定。</p>	<p>回数及び時間は、希望により、年2回（各1時間）まで行えるものとし、1日の登壇者数を現行4人から5人とする。</p> <p>ただし、定例月議会毎の質問日数は、現行のとおりとする。</p> <p>【理由】議員として最も大切な一般質問の機会を増やしたいという内部の声が多いため。</p>	平成24年6月定例月議会から実施し、1年間の実績等をもとにして、本委員会において再度協議する。	<p>申し合わせ三2(2) を改正する。</p> <p>申し合わせ三2(3) ※決定事項を文書として整理済</p>
(2) 質問方法、時間割当等	<p>一括質問の質問時間は、1人につき答弁を含めて1時間以内。</p> <p>一括質問一括答弁方式では、主質問及び答弁はそれぞれ25分以内、再質問（答弁時間を含む）は残時間。</p>	<p>一般質問の主質問は25分以内であれば、最低質問時間は設けない。</p> <p>【理由】質問時間の配分は質問者に委ねるべきであるため。</p> <p>1人会派の特例（1回30分以内・年2回の一括質問を選択できる。なお、1回30分以内の一括質問一括答弁方式による場合の主質問及び答弁はそれぞれ13分以内とし、再質問は残時間。）は廃止する。</p> <p>【理由】質問者等の割当の改正のため。</p>		申し合わせ三2(6) を改正する。

項目	現 行	改 革 ・ 改 善 の 内 容	左記の事項に関する今後の対応等	条例改正等
(3) 関連質問について	<p>①一般質問1人につき、同一会派の者に限り2人まで。</p> <p>②主質問者の質問事項に直接具体的に関連するものに限る。</p> <p>③意見、要望、関連質問への関連質問は認めない。</p> <p>④発言時間は答弁を含めて5分以内。</p>	<p>① 1人5分以内の2人まで ② 1人10分以内の1人までの選択制とする。</p> <p>【理由】 ① 複数の関連質問が可能である。 ② 関連質問の内容を深められる。</p>		<p>申し合わせ三2(7)を改正する。</p> <p>申し合わせ三2(8)を改正する。</p>
(4) 通告制度	一問一答方式の通告は、質問項目を全て記載する。	<p>質問の内容が具体的に分かる程度の通告とする。 なお、通告項目は基本的にすべて質問するものとする。</p> <p>一問一答方式においては、細目まで求める現行方式を縮減する。</p> <p>【理由】お経読みではなく、自らの言葉となるような答弁を望むため、通告内容は大きくりと/orする。</p>		申し合わせ四(6)を改正する。
意見書の取扱い	意見書、請願に係る理事者回答は、前会報告書にて報告。	意見書、請願・陳情に対する誠実回答の一環として、議会に対し具体的な報告を理事者に求めるものとする。		請願・陳情処理手続規程を改正する。
請願・陳情の取扱い	国は、意見書、請願に対する回答義務はなし。	【理由】議会の意思に対する理事者の対応を明確にするため。 なお、本県議会あての意見書及び請願・陳情に対し議会の審査結果を伝えるものとする。		請願・陳情処理手続規程を改正する。

2. 常任委員会に関する事項

項目	現行	改革・改善の内容	左記の事項に関連する今後の対応等	条例改正等
審査日数	3日間（2月定例会のみ4日間） +予備日を1日	審査充実のために日数を増やす。 【理由】これまでの取組に加え、個別事項の集中審査／所管事務調査権の行使による理事者の政策等決定過程における審査／公聴会・参考人招致による審査／意見書、陳情・要望の取扱いの拡充／等を行うことができるようにするため。		
理事者の出席範囲	部長、政策監、次長、参事監、課長等、課長職以上を原則。	答弁者については、左記のとおりとするが、それ以外に実質出席している補助者については、総括課長補佐及び班長までとする。（9月定例会より実施済） 【理由】答弁者以外の補助者の出席者が多いため。	開催日の増加に伴い、出席範囲について、必要に応じ本委員会において再度検討する。	9月22日 委員長会議決定 議会運営委決定 ※決定事項を文書として整理済
審査の流れ	○予算特別委員会（分科会） ①予算議案審査 予算議案説明、補足説明、質疑・討論、採決 ○常任委員会 ①議案審査 総括説明、補足説明、質疑・討論、採決 ②請願審査 趣旨説明、質疑・討論、採決 ③陳情審査 質疑 ④議案外所管事項審査 質問・応答	予算議案の審査において関連して同時に付託されている条例議案の審査を踏まえた質疑を認める。（9月定例会より実施済） 【理由】予算議案と条例議案とが切り離せないようなものもあることから、審査の仕方に彈力性を持たせる必要があるため。 部長説明及び課長の補足説明については、当日全部又は長々朗読することなく要点のみの説明とし、会議録上は別添資料として整理する。（9月定例会より実施済） 【理由】事前に配付されているにもかかわらず、部長等の説明書の朗読等に時間を要するところから、省略する必要があるため。 議案審査、請願・陳情等審査において、公聴会や参考人招致等が必要であり、または集中審査、附帯決議、予算の組み替え動議等が必要な場合には、改めて当該審査を行うことができるものとする。 議案外の審査については、質問通告を行うことを徹底し、原則、通告した項目に限って審査を行うものとする。		9月22日 委員長会議決定 議会運営委決定 ※決定事項を文書として整理済 9月22日 委員長会議決定 議会運営委決定 ※決定事項を文書として整理済 委員長会議申し合わせ事項として規定する。 委員長会議申し合わせ事項を改正する。

【県議会・県政改革特別委員会取りまとめ】

項目	現行	改革・改善の内容	左記の事項に関する今後の対応等	条例改正等
現地調査		必要に応じて実施し、県外の2泊3日以内という制限は撤廃する。		
(1) 県内	必要に応じて実施	なお、調査日程は、常任委員会及び特別委員会において、原則として統一したものとなるよう事前に調整を図るものとする。		委員長会議申し合わせ事項を改正する。
(2) 県外	原則1回（2泊3日以内）	さらに、委員派遣制度を活用し、委員会全体による調査と併用する。		
(3) 海外	規定なし	【理由】活動を充実させるため。		
公聴会・参考人制度の活用	公聴会については、現行で活用事例なし。	必要に応じ積極的に活用することとし、委員長の判断により行う。 【理由】審査の充実を図るため。		委員長会議申し合わせ事項として規定する。
所管事務調査権の活用	現行で活用事例なし。	必要に応じ積極的に活用することとし、委員長の判断により行う。 【理由】議案として提出された理事者の成案を審査するだけでなく、成案を得る過程において、理事者と協議し議会の意思を示すとともに、より成果のある成案づくりを促進するため。 その他、委員会審査の充実を期すため、事前調査等が必要である。		委員長会議申し合わせ事項として規定する。
委員派遣制度の活用	現行で活用事例なし。	必要に応じ積極的に活用することとし、委員長の判断により行う。 【理由】委員会として全員で調査するより、弹力的な調査が可能となる。		委員長会議申し合わせ事項として規定する。
連合審査会の活用	現行で活用事例なし。	必要に応じ活用することとし、委員長の判断により行う。	一定の時期に各委員会の所管部局を見直す。	委員長会議申し合わせ事項として規定する。
その他		委員会横長については、必要な資料として統一する。 【理由】土木部では入札結果一覧が添付されているが、水産部では添付されておらず、各部局で統一した資料提出を求める必要があるため。	委員長会議を定期的に開催し必要な事項を調整する。	委員長会議申し合わせ事項として規定する。

3. 特別委員会（予算・決算を除く）に関する事項

項目	現行	改革・改善の内容	左記の事項に関する今後の対応等	条例改正等
設置数	3委員会	特別委員会については、常設を3つとしているが、これにこだわらない。		
調査結果の報告	本会議において口頭による委員長報告を例とする。 ただし、審査結果報告書を作成し議員に配付した事例あり。 なお、決議又は意見書を提出した事例もあり。	委員会審査の結果を活かす意味から、審査結果を踏まえ、決議又は意見書等を提出するものとする。 また、当該決議又は意見書等については、理事者に報告を求めるものとする。 【理由】1年程度かけ審査したものを口頭報告のみで終わらせるのは好ましくないため。		申し合わせ二6を改正する。
公聴会・参考人制度の活用	公聴会については、現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		
所管事務調査権の活用	現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		
委員派遣制度の活用	現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		
連合審査会の活用	現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		

4. 予算特別委員会に関する事項

項目	現行	改革・改善の内容	左記の事項に関する今後の対応等	条例改正等
審査の流れ	①全体会（概要説明）：開会日 ②予算議案付託 :一般質問最終日 ③全体会（総括質疑） :常任委員会前日 ④分科会（議案審査） :常任委を分科会として活用 ⑤全体会（分科会長報告⇒採決） :常任委員会終了日の翌日	審査日数、理事者の出席範囲、審査の流れ等については、常任委員会における内容と同様。 補正予算における概要説明は省略する。 (11月定例会から実施済) 【理由】資料は事前に配付されており、内容を承知することができるため。 なお、当初予算においては、議会の意見書や委員会審査の内容が予算にどのように反映されたかを中心として概要説明を求める。		予算特別委員会運営要領6を改正する。
公聴会・参考人制度の活用	現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		
予算の組み替え動議等への対応	現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		

5. 決算審査特別委員会に関する事項

項目	現行	改革・改善の内容	左記の事項に関連する今後の対応等	条例改正等
構成	議長及び監査委員（2名）を除く全議員	議会選出の監査委員（2名）を構成に加える。（本年10月の決特から実施済） 【理由】監査委員とは異なる立場から論議を深めてもらう必要があるため。		協議・決定事項1 9月22日 議会運営委決定 10月4日 決特理事会決定 ※改正事項を文書として整理済
設置時期	9月定例会閉会日に設置	委員会としては閉会日に設置するが、実質審査をさらに一定前倒しして行う。 【理由】次年度の予算編成に活かすため。		協議・決定事項3を改正する。
審査の流れ	①全体会（総括説明） ：9月定例会閉会日 ②全体会（総括質疑） ：上記の約2週間後 ③分科会（議案審査） ：常任委を分科会として活用 3日間+予備日1日 ④全体会（分科会長報告⇒採決） ：③の終了後約1週間以内	次年度から各分科会において事業仕分け（事業評価）を導入する。 分科会の開催日数を増やし、開催日の間隔を空ける。 【理由】審査の充実（参考人質疑、意見書・附帯決議の協議等）の観点から、日数の増が必要となるため。 特別会計審査を充実するとともに、企業会計を含めた審査を行う。 総括説明は省略する。 【理由】資料は事前に配付されており、内容を承知することができるため。	事業仕分け（事業評価）については、分科会長会議（又は常任委員長会議）において、具体的な実施内容等をあらかじめ整理し統一的な運用を図るものとする。 次年度実施し、当該実績等をもとにして本委員会において再度協議する。	協議・決定事項2、4、5、7を改正する。
理事者の出席	①総括説明を会計管理者、決算審査意見の概要説明を代表監査委員がそれぞれ行う。 ②総括質疑は、教育長、部長（警察本部長を除く。）の出席を求め、知事及び副知事並びに行政委員会委員長の出席は求めない。	総括質疑について、知事、副知事及び警察本部長並びに行政委員会の委員長の出席を求める。（本年10月の決特から実施済） 【理由】決算審査の重視という観点から。		協議・決定事項4、8 9月22日 議会運営委決定 10月4日 決特理事会決定 ※改正事項を文書として整理済
公聴会・参考人制度の活用	現行で活用事例なし。	常任委員会における内容と同様。		

6. その他

項 目	現 行	改 革 ・ 改 善 の 内 容	左記の事項に関する今後の対応等	条 例 改 正 等
議会事務局の拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・議会の改革に対応できるよう、法制部門等の充実を図る。 ・議会事務局が行う予算要求については、提出前に議運の委員長等と調整する。 <p>【理由】議会活性化のためには事務局の充実が必要であるため。</p>		
議会の広報・広聴の充実及びペーパレス化の推進	公式HPの開設 本会議：ネット中継（生・録画） 会議録：本会議、常任委（定例会）のネット公開 定例会後のTV番組及び新聞紙による広報	<p>常任・特別委の会議録を議会HPですべて閲覧できるようにする。</p> <p>なお、議会の広聴・広報の充実及び議会のペーパレス化の推進のため、広聴広報協議会を設置する。同協議会の検討内容を本委員会において審査する。</p> <p>【理由】見える県議会、議員活動の拡充及び議会・議員の説明責任を一層果たすため。</p>		
議会の政策立案機能の強化	任意のワーキンググループによる議員提案条例の検討	<p>議会の政策立案機能の強化のため、条例制定検討協議会を設置する。同協議会の検討内容を本委員会において審査する。</p> <p>【理由】議会としての政策立案機能を一層強化するため。</p>		
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・議員アルバムの要否等について、議員互助会理事会において今後検討する。 ・議会誌の発行の要否等について、各派代表者会議において今後検討する。 	